



～ 9～10か月児健診について ～



☆お子さんが9～10か月になりましたら、下記を参考に医療機関で健診を受けてください。

	内 容
健 診 内 容	身体計測、小児科医による診察 等
受 診 方 法	＜要予約＞ 個人で医療機関に事前に電話予約を入れて、受診してください。個別通知はありません。
持 ち 物	母子健康手帳、乳児一般健康診査受診票（水色の用紙）、保険証
そ の 他	『乳児一般健康診査受診票』について <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に提出してください。（健診費用は公費負担です） ・<u>再交付ができませんので、大切に保管してください。</u> ・<u>1歳になると使用できません※。</u>忘れずに受診しましょう。 ・魚沼市から転出すると使用できません。

※小さく生まれたお子さんで病院から指示のある場合は、修正月齢（出産予定日から数えた月齢）で9～10か月の時期に受けましょう。

○近隣で実施可能な医療機関

医療機関名	電話番号
魚沼こどもクリニック（魚沼市）	025-793-7708
市立小出病院（魚沼市）	025-792-2111
魚沼基幹病院（南魚沼市）	025-777-3200
厚生連 小千谷総合病院（小千谷市）	0258-81-1600

※上記以外の医療機関で受診を希望される方は、必ず医療機関に受診票を使用できるか確認の上、受診してください。

※県外の医療機関では使用できません。

○受診後に要精密検査となった場合は、精密検査受診票（無料券）を発行しますので、魚沼市子ども課母子保健係へ連絡ください。

☎ 025-792-9204

（令和6年4月～）

